



三重県公報

令和3年1月5日 (火)
 第 171 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
1	障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例施行規則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	2
2	三重県水源地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(みどり共生推進課)	2
告 示			
1	みえ県民意識調査の実施	(企 画 課)	3
2	三重県県税条例の規定による個人の県民税の控除対象寄附金の指定	(税 収 確 保 課)	3
3	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	3
4	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	4
5	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	4
6	同件	(同)	7
7	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(伊賀農林事務所)	7
8	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	8
9	同件	(同)	8
10	同件	(同)	8
11	指定管理者の指定	(観光政策課)	9
病院事業庁告示			
1	指定管理者の指定	(病院事業庁)	9
公安委告示			
143	特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部変更	(公安委員会)	9
公 告			
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	10
	県営住宅の入居希望者の募集	(住宅政策課)	10

規 則

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第一号

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例施行規則の一部を改正する規則
障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例施行規則（平成三十一年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（助言又はあつせんの申立て） 第二条（略） 2（略） 3 知事の指名する職員は、第一項ただし書の規定による口頭での申立ての場合には、当該申立てを録取しなければならない。この場合において、当該職員は、録取した書面を、申立人に読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認しなければならない。	（助言又はあつせんの申立て） 第二条（略） 2（略） 3 知事の指名する職員は、第一項ただし書の規定による口頭での申立ての場合には、当該申立てを録取しなければならない。この場合において、当該職員は、録取した書面を、申立人に読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認し、申立人に署名又は記名押印を求めなければならない。

第一号様式中「㊦」及び「注1 個人の場合にあっては、氏名を虫欄した場合は、押印を省略することができず。」を削り、「2 不埒な文字は、抹消してごさい。」を「注 不埒な文字は、抹消してごさい。」に改める。

第二号様式から第五号様式までの規定中「㊦」及び「注 個人の場合にあっては、氏名を虫欄した場合は、押印を省略することができず。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例施行規則の規定に基づいて提出されている申立書その他の書類は、改正後の障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例施行規則の規定に基づいて提出された申立書その他の書類とみなす。

三重県水源地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二号

三重県水源地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則
三重県水源地域の保全に関する条例施行規則（平成二十七年三重県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの規定中「㊧」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県水源地域の保全に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている意見書等は、改正後の三重県水源地域の保全に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された意見書等とみなす。

告 示

三重県告示第 1 号

第 10 回みえ県民意識調査を次のとおり実施します。

令和 3 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

平成 24 年度からのおおむね 10 年先を見据えた戦略計画「みえ県民カビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げており、県政運営に活用するため、県民の幸福実感等を把握することを目的とする。

2 調査の期間

令和 3 年 1 月 8 日（金）から同年 2 月 8 日（月）まで（32 日間）

3 調査対象者

令和 2 年 9 月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている 18 歳以上の県民 10,000 人

4 調査の方法

郵送調査及びオンライン調査

5 調査の主な内容

- (1) 幸福感
- (2) 地域や社会の状況についての実感
- (3) 行動計画の指標に関すること
- (4) 家族に関すること
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関すること
- (6) 脱炭素など地球温暖化対策に関すること

三重県告示第 2 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号）第 25 条の 2 第 3 号ホの規定により、次のとおり個人の県民税の控除対象寄附金を指定しました。

令和 3 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定年月日

令和 3 年 1 月 5 日

2 控除対象寄附金の名称

公益社団法人中部小型船安全協会に対する寄附金

3 控除対象寄附金に係る申請者

名 称 公益社団法人中部小型船安全協会
 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋港区港町 1 番 11 号

4 控除対象寄附金の指定の有効期間

令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで

三重県告示第 3 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 3 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
青木内科	桑名市新西方 2 丁目 82 番地	青木 敏二郎	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害

伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番地2	梶原 進也	じん臓機能障害 ぼうこう・直腸機能障害
むとうクリニック	松阪市嬉野小村町522-2	武藤 紹士	肢体不自由
老人保健施設 きなん苑	南牟婁郡御浜町大字阿田和177	竹村 慎一郎	音声言語機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番地2	豊嶋 弘一	呼吸器機能障害 免疫機能障害
いおうじ応急クリニック	松阪市久保町1925	良雪 雅	音声言語機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害

三重県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第5号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和3年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 第1
 - 1 通知することができない者の氏名
落合 蕃子
 - 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市芸濃町河内字下之垣内 2870 の 1

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下之垣内 2870 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 通知することができない者の氏名
小松 源平
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町八知字小まつ 5271、5272
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

- 1 通知することができない者の氏名
谷口 弥市
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町川上字ハサガノ 3516
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ハサガノ 3516 (次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

- 1 通知することができない者の氏名
谷口 八朗

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町川上字ハサガノ 3517、3517 の1、3519
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ハサガノ 3517 の1・3519（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

森本 俊雄

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町八知字尻屋 5965 の1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

藤原 アキノ

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町八知字峠東 6754
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 6 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 3 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 通知することができない者の氏名

松嶋 竹郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字倉骨 5234 の 59、5234 の 107

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

松井 幸照

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字トリガウエ 3506 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 7 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県伊賀農林事務所が管理する県行造林の木材に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 3 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

三重県伊賀市北山 1560 番地

株式会社東京木材相互市場三重事業所マルタピア

2 委託期間

令和2年12月10日から令和3年3月31日まで

三重県告示第8号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン（Aブロック）
津市久居明神町字風早 2370 ほか 43 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和3年1月5日から同年2月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第9号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン（Bブロック）
津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和3年1月5日から同年2月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第10号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン（Cブロック）
津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和3年1月5日から同年2月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県営サンアリーナの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 3 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 三重県伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4
名 称 株式会社スコルチャ三重
代表者 代表取締役 濱田 典保
- 2 指定した年月日
令和 2 年 12 月 21 日
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

病院事業庁告示**三重県病院事業庁告示第 1 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県立志摩病院の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 3 年 1 月 5 日

三重県病院事業庁長 加 藤 和 浩

- 1 指定を受けた団体
所在地 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号
名 称 公益社団法人地域医療振興協会
代表者 理事長 吉新 通康
- 2 指定した年月日
令和 2 年 12 月 21 日
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

公安委告示**三重県公安委員会告示第 143 号**

次の特定抗争指定暴力団等について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第 8 項において準用する同法第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 3 年 1 月 5 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

- 1(1) 特定抗争指定暴力団等
令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 1 に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
- (2) 変更事項
変更前 指定の期限 令和 3 年 1 月 6 日まで
変更後 指定の期限 令和 3 年 4 月 6 日まで
- 2(1) 特定抗争指定暴力団等
令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 2 に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

(2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和3年1月6日まで

変更後 指定の期限 令和3年4月6日まで

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 3 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 受付期間
令和 3 年 1 月 5 日（火）から同月 31 日（日）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、同年 3 月 3 日（水）まで随時申込みを受け付けます。
- 2 受付場所
受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。
 - 北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
 - 中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102
 - 南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102
- 3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数 (優先戸数)	
北勢 ブロック	桑名	川成（一般・単身可）	1	
	川越	豊田一色（一般）	1	
	四日市		高見ヒルズ（一般・単身可）	2 (1)
			あこず（高齢者・単身可）	1
			あこず（一般・単身可）	2 (1)
			笹川（高齢者・単身可）	2
			笹川（一般・単身可）	3 (1)
			笹川第二（高齢者・単身可）	1
			笹川第二（一般・単身可）	1
			河原田（一般・単身可）	2 (1)

	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	4 (2)
		桜島（身障者）	1
		桜島（高齢者・単身可）	2
		桜島（一般・単身可）	2 (1)
中勢伊賀 ブロック	津	千里（高齢者・単身可）	1
		サンシャイン千里（一般）	1
		白塚（高齢者・単身可）	1
		一身田（高齢者・単身可）	1
		一身田（一般・単身可）	1
		一身田 R棟（一般・単身可）	1
		船頭町（高齢者・単身可）	1
		神戸（高齢者・単身可）	1
	伊賀	服部（一般・単身可）	1
		カーサ上野（身障者）	1
名張	蔵持（一般・単身可）	1	
南勢 ブロック	松阪	大黒田（高齢者・単身可）	1
		大黒田（一般・単身可）	1
		五反田（一般・単身可）	1
		粥田（高齢者・単身可）	1
		粥田（一般・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		和屋（一般・単身可）	1
		上川第二（高齢者・単身可）	1
		エスペラント末広（一般）	1
	伊勢	旭（一般・単身可）	1
		西豊浜（一般・単身可）	2 (1)
		五十鈴川（身障者）	1
		五十鈴川（一般・単身可）	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	2 (1)
	熊野	井土（身障者）	1
	御浜	オレンジハイツ御浜（一般）	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
 - エ イに掲げる者の連帯保証人であった者
- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から 4 年を経過していないこと。

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から 2 年を経過していないこと。

エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であって、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から 2 年を経過していないこと。

- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を 2 人立てること（連帯保証人が 1 人でも入居可能な場合があります。）。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
